

つがる市

子育て短期支援事業

(ショートステイ事業)

保護者の病気やケガ、育児疲れや育児不安等によりお子様を家庭で養育することが難しくなった場合、一時的にお子様を児童福祉施設等に預けることができる事業です。

【対象者】

- (1) つがる市に住所を有する18歳未満の児童
- (2) 上記児童の保護者（緊急一時保護の母親）
※児童のみの利用は可能ですが保護者のみの利用はできません

【利用の要件】

- (1) 児童の保護者の病気やケガ
- (2) 育児疲れやお子様の看病疲れ、育児不安等がある場合
- (3) 出産、看病、事故、災害等の家庭養育上の事情がある場合
- (4) 冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事に出席等社会的な事情がある場合
- (5) 事情によりお子様が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (6) 経済的問題等により緊急一時保護的に母子保護を必要とする場合
- (7) 保護者の仕事等の理由により不在となる場合
- (8) 市長が特に利用を必要と認めた場合

【利用期間】

原則7日以内

【利用施設及び利用料等】

利用施設	対象者	食費	利用者負担
弘前乳児院 (弘前市)	・18歳未満の児童 ・保護者	児童は無料 保護者は1食300円(昼・夜)	無料
児童養護施設 幸樹園(鶴田町)	・2～18歳未満の 児童	無料	無料

※里親宅(里親さんの自宅)も利用できます。

【申請から利用の流れ】

裏面をご確認ください。

お問い合わせ

つがる市役所 子育て健康課
(こども家庭センター)
電話 0173(42)2044 内線300

利用の流れ

①利用の相談	<ul style="list-style-type: none">・子育て健康課にご相談ください。・夜間及び緊急の場合は、施設(弘前乳児院のみ 電話0172-35-2155)に直接連絡してください。
②利用申請	<ul style="list-style-type: none">・申請は利用希望日の7日前までですが、日程が決まっている場合はわかり次第お願いします。・来庁にて申請受付及び利用可能か施設に確認します。
③利用の審査	<ul style="list-style-type: none">・審査を行い、利用の可否を判断します。
④利用	<ul style="list-style-type: none">・必要書類や物品を持って利用してください。<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>利用児童確認票の写し<input type="checkbox"/>利用決定通知書<input type="checkbox"/>必要物品

注意事項

- ・利用を希望しても、感染症や施設の事情(定員超過、行事等)で利用できない場合があります。
- ・利用者の体調不良や、感染症を有している場合は利用できません。また、利用期間中であつても中止となります。
- ・施設への送迎は保護者が行います。
- ・利用期間中にやむを得ず要した医療費は保護者の負担となります。
- ・保護者の食費は直接施設にお支払いください。